

生	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

人 安 第 1 9 9 号

(刑 企 、 留 置)

令 和 6 年 3 月 1 3 日

生 活 安 全 部 内 所 属 長

(通信指令課長を除く。)

刑 事 部 内 所 属 長

交 通 部 内 所 属 長

殿

(運転免許課長・交通規制課長を除く。)

警 備 部 内 所 属 長

(機動隊長を除く。)

各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく警察官通報の適切な運用等について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項又は同法第29条の2第1項の規定に基づく入院措置（以下「措置入院」という。）については、厚生労働省が策定した「措置入院の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を各自治体と共有し、その適切な運用に努めてきたところ、同省において、法改正に伴うガイドラインの改正がなされ、県に対し別添のとおり通知されている。

今回のガイドラインの改正において、法第23条の規定に基づく通報（以下「警察官通報」という。）に直接関わる改正はないものであるが、県はガイドラインに基づいて対応をするものであることから、改めてガイドラインの内容を了知の上、昨今の情勢を踏まえ、下記のとおり警察官通報の適切な運用等に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について」（令和5年3月30日付け少安第191号）は廃止する。

記

1 警察官通報の適切な運用

警察官通報は、警察官が職務を執行するに当たり、通報対象者（異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそ

れのあると認められる者をいう。以下同じ。) を発見したときは、最寄りの保健所長を経て県知事への通報を行うものである。同通報は義務であり、通報対象者に適時適切な医療及び保護を提供する目的で行われるものであるので、広く警察官通報に関する可能性のある警察官に対し、ガイドラインの内容について継続的な教養を行い、適切な運用に努めること。

なお、通報対象者に該当しない者であっても、精神保健医療福祉に関する支援が必要と認められる場合については、法第47条第1項の規定に基づく自治体への相談を行うなどにより、適切な支援が受けられるように配意すること。

2 関係機関等との連携の推進

ガイドラインにおいて、県は、措置入院の適切な運用を行うため、自治体、精神科医療関係者、福祉関係者、警察等の関係者が参加して、警察官通報等から措置入院までの対応方法、困難事例への対応の在り方等の運用に関する課題及び移送の運用方法等について協議を行うことが望ましいとされていることから、県に当該協議の開催を働きかけるとともに主体的に協議に加わり、県の担当部署との連携の推進に努めること。また、具体的な事例への対応に当たっては、これらの協議を通じて取り決められた対応方針に基づき、関係者と緊密に連携して対応すること。

なお、警察本部生活安全部人身安全対策課長は、当該協議の開催の有無にかかわらず様々な機会を活用して、県の幹部に対し、警察官通報の受理から措置入院に至るまでの法に定める事務が適切に履行されるよう申し入れを行うこと。

3 事案の再発及び拡大を防止するための措置

通報対象者に係る他害のおそれがある事案を把握した場合には、警察官通報等のほか、必要に応じて、通報者に指導・警告又は危害を被るおそれのある者に対する防犯指導等の措置を適切に執るとともに、関係機関と緊密に連携するなど、事案の再発及び拡大を防止するための措置を講ずること。

4 刑罰法令に抵触する行為への対応

上記3の措置を執ったにもかかわらず、通報対象者に係る刑罰法令に抵触する行為を把握した場合には、適切に検挙措置を講ずること。

なお、通報対象者を逮捕した場合には、精神障害等の病状について確認の上、留置の要否について、慎重に判断すること。また、被留置者について警察官通報が必要と認められる場合は、留置管理部門と捜査部門が緊密に連携して適切に通報を行うこと。

担当 人身安全対策課
人身安全対策第二係